

# 令和8年度 伊集院北中学校 部活動規定

第1条 部活動の実施（体育大会や文化祭前は16：45まで学級の時間）

## (1) 完全下校時刻

月	4月	5月～ 9月2週	9月3週～ 新人戦	新人戦～ 文化祭	文化祭～ 1月2週	1月3週～ 1月4週	2月1週～ 2月2週	2月3週～ 3月
下校時刻	18:15	18:30	18:00	17:30	17:15	17:30	17:45	18:00

※ 11月末～1月中旬の間は終了時刻を臨機応変に対応する。

- (2) 顧問不在の場合は活動しない。外部指導者単独では活動しない。
- (3) 実力テスト1日前・学期末総合テスト前週の土日より練習中止とする。
- (4) 週末に大会（学校行事やコンクール等）がある場合、全職員の承認を得た上で、水曜日の部活動を許可する。時間は16：45までとし、17：00までには校門を出る。
- (5) 早朝練習は、顧問がついた場合に限り、生徒の健康に充分配慮し、保護者の同意を得て実施する。水曜日（定時退庁日）、テスト期間中、9月の体育大会前は禁止する。（7：20～7：50）
- (6) 第3土曜日は原則として休養日とする。（翌日が大会の場合のみ、その週内に代替を確保し実施してもよい。）
- (7) 卒部した3年生の練習参加については、入試で実技がある場合のみ校長の許可を得て認める。
  - ① 学校推薦で、実技がある場合 ⇒ 推薦委員会終了後、入試前日まで認める。
  - ② 自己推薦で、実技がある場合 ⇒ 推薦委員会終了後、入試前日まで認める。
  - ③ 一般入試で、実技がある場合 ⇒ 学年末テスト後、入試前日まで認める。※ その他、進路先決定後、部活動への参加の申し出があった場合、顧問会で検討の上、校長、顧問の判断で認める。

- (7) 春休み中の新入生の体験や見学は禁止する。

## 第2条 入部について

新入生の入部については、全ての部において、4月当初は仮入部とし、それぞれの所属部において十分に教育的配慮をしたうえで活動し、4月下旬からの規定に基づく手続き完了後、正式に入部を認める。

## 第3条 転部・退部・年度更新について

- (1) 転部・退部を希望する場合は、当該顧問・保護者・担任の了承を得て、規定の手続きをする。
- (2) 毎年、入部届を提出して年度更新をすることとし、年度更新をしなかった場合は退部とみなす。

## 第4条 部活動にかかわる経費

- (1) 部活動の経費は、体育・文化振興費をあてる。ただし、各部において、部費が必要な場合は徴収できる。その際は、年度当初で保護者の承諾を得て会計を置き、徴収額を決定し適切に執行する。

## 第5条 部活動生徒の心得

- (1) 必要に応じて、キャプテン会等を実施し、生徒会との連携を図る。
- (2) 登下校の服装については、制服を原則とするが、平日の下校時においては各部で指定された服装で下校しても良い。休日は各部で指定された服装で登下校してもよい。
- (3) 校則違反や問題行動等があった場合は、顧問会で検討の上、対応する。

## 第6条 部活動中の事故災害対処および救済措置について

- (1) 事故発生の場合、軽重に関係なく養護教諭・校長（教頭）に届け出る。
- (2) 学校教育活動内の事故の場合は、日本スポーツ振興センターから給付される。

上記規定について、平成22年8月より実施

平成23年4月～ 終了時刻の変更

令和2年4月 活動時間、休養日挿入

令和3年2月 卒業生や新入生の練習参加・見学について挿入

令和6年4月 終了時刻の変更（完全下校時刻へ変更）

令和7年4月 「部活動に係る活動方針」作成の為、重複部分の削除

令和8年4月 第1条（4）挿入。（3）、（5）、（7）の文言変更。第5条（3）文言変更。